

## マイナ保険証への移行、資格情報のお知らせの交付

- すでにご案内のとおり、現行健康保険証は、2024年12月2日に廃止され、同日以降は、医療機関等に「マイナ保険証」を提示して受診することが基本となります。
- 「マイナ保険証」への円滑な移行に向け、大同生命健康保険組合に提出いただいているマイナンバーとご自身の保険証番号を確認いただくために「資格情報のお知らせ」を健保ホームページでWEBにて交付しますので、各自ご確認ください。
- あわせて、12月2日以降の対応（概要）をお知らせします。

### 1. 「資格情報のお知らせ」のWEB交付（電子的送付）

- 「資格情報のお知らせ」の概要（別紙1「資格情報のお知らせリーフレット」参照）

① 目的	マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等（マイナンバー下4桁含む）を簡易に把握できるようにする
② 用途	容易に携帯して利用できる工夫をし、マイナ保険証と一体携帯することでオンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等も受診しやすくする ※「資格情報のお知らせ」のみでの受診はできません。
③ 記載内容	氏名、記号・被保険者番号、保険者情報、マイナンバー下4桁 ※A4、右下にカードサイズでも表示。切り取って利用が可能。
④ 対象者	2024.9.20時点で健保組合にマイナンバーの登録が完了している被保険者および被扶養者
⑤ 閲覧方法・印刷 ※別紙2「資格情報のお知らせの閲覧方法」参照	①大同生命健康保険組合HP-WEB医療費通知-「資格情報のお知らせをご確認ください」のバナーからログイン。 ※2段階認証（医療費通知のログイン、資格情報のお知らせのログイン）になっており、IDおよびパスワードが必要 ※健康保険証をご用意ください。 ② 被扶養者分も一括して掲載。被保険者経由で確認ください。 ③ 必要に応じて印刷して利用
⑥ 閲覧可能期間	10/23(水)～12/20(金) 以降は非表示、再発行はできません ※ご自身のマイナポータルからいつでも確認できます。（マイナ保険証の利用登録が必要）

## 2. 12/2以降の対応（概要）

○12/2以降、健康保険証等の取扱いは下記になります。詳細は改めて通知します。

① 健康保険証の廃止	12/2以降を交付日とする健康保険証は発行しません。 ※12/1入社者、11/20頃以降に提出された被扶養者、氏名変更、再発行申請者等
② 現行健康保険証の取扱い	すでに発行済の健康保険証は、2025.12.1まで有効。 ※有効期間内の退職時等には回収が必要
③ 資格情報のお知らせ	12/2以降、健康保険の資格認定が完了したことをお知らせ（被保険者番号等）するために、「資格情報のお知らせ（マイナンバー下4桁を含まない）」を交付します。 ※「資格情報のお知らせ」は健康保険証ではないので、当お知らせのみで医療機関等を受診することはできません。 ※9/20～12/2までの加入者については、12月中旬にまとめて送付します。
④ 資格確認書	マイナンバーカード未取得者がいる場合は「資格確認書」（健康保険証の代替）を交付します。

## 3. マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用申込み

○マイナ保険証への移行が迫っています。「マイナンバーカード」をお持ちでない方、「マイナ保険証」の利用申込みが未了の方（被扶養者を含め）は、速やかに取得、申込みを完了してください。

○なお、マイナ保険証の登録、利用方法、メリット等をまとめた健保連の動画（約8分）を健保組合のHPに掲載しています。ぜひ視聴いただき、「マイナ保険証」の早期登録、医療機関での利用をお願いします。

健保HP：<https://www.daidolife-kenpo.or.jp/>

以上